$\bigcirc$ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十四号)

るもののように改める。

正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げ 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改

る制限等)  3 第一項第二号ロ又は前項第一号ロ②に規定する書面(以下この条において「転売制限書面の交付に代えて、第六項で定めるところにより、転売制限書面の交付を受けるべき者(以下この条において「転売制限書面」という。)は、転売制限書面の交付を受けるべき者(以下この条において「転売制限書面」という。)は、転売制限書面の交付を受けるべき者(以下この条において「書面交付者」という。)は、転売制限書面の交付を受けるべき者(以下この条において「書面交付者」という。)は、転売制限書面の交付を受けるべき者(以下この条において「書面交付者」という。)は、転売制限書面の交付を受けるべき者(以下この条において「書面交付者」という。)の同意を得て、当該書面に記載者(以下この条において「転売制限書面の交付に代えて、第六項で定めるところにより、転売制限書面を交付する者をできる。この場合において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、書面を交付する者という。)により提供することができる。この場合において、書面を交付する者をでけるさる事項(以下この条において「電磁的方法」という。)を電という。)により提供することができる。この場合において、書面を交付する者をでけるさる。この場合において、書面を交付する者をでけるさいできる。この場合において、書面を交付する者という。)により提供することができる。この場合において、書面を交付する者をでけるさいできる。この場合において、書面を交付する者をでけるさいできる。この場合において、書面を交付するまで記述しまする書面を交付する者によりまがまがまりまがまりませる。
--

7 6 ない。 申出をした後に同号イの規定による同意をした場合は、この限りで 的方法によってしてはならない。ただし、当該書面被交付者が当該 その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があ 知をした書面交付者は、当該書面被交付者から電磁的方法又は電話 するときは、 ったときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁 (特定投資家向け取得勧誘における有価証券の譲渡に関する制限等 的方法の種類及び内容を示すこと。 書面交付者は、 口 前項第二号イの規定による同意を得、 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。 あらかじめ、 者から同意を得ること。 について、 面 あらかじめ、 あらかじめ、 第三項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するもの の交付を請求することができる旨を告知すること。 ファイルへの記録の方式 次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。 電磁的方法又は電話その他の方法により書面被交付 第三項の規定により転売制限情報を提供しようと 書面被交付者に対し、 書面被交付者に対し、 転売制限情報を電磁的方法により提供すること 又は同号ロの規定による告 その用いる次に掲げる電磁 書面交付者に転売制限 6 7 受けない旨の申出があったときは、 ら電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を りでない。 制限情報の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、 \_ するときは、 該書面被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限 の他の方法により同意を得なければならない。 に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、 (特定投資家向け取得勧誘における有価証券の譲渡に関する制限等 前項の規定による同意を得た書面交付者は、 書面交付者は、第三項の規定により転売制限情報を提供しようと 第三項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するもの ファイルへの記録の方式 あらかじめ 当該書面被交付者に対し 当該書面被交付者に対し、転売 電磁的方法又は電話そ 当該書面被交付者か その用いる次 当

,

## 第十二条 [略]

2 情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方 限書面」という。 法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」と べき事項 おいて「書面被交付者」という。)に対し、転売制限書面に記載す 者」という。) 付者は、 いう。)により提供することができる。この場合において、書面交 ところにより、転売制限書面の交付を受けるべき者(以下この条に 前項第一号口②┊に規定する書面(以下この条において「転売制 転売制限書面を交付したものとみなす。 (以下この条において「転売制限情報」という。) を電子 は、 )を交付する者(以下この条において「書面交付 転売制限書面の交付に代えて、第五項で定める

[一·二 略]

#### [3·4 略]

するときは、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

5 書面交付者は、第二項の規定により転売制限情報を提供しようと

的方法の種類及び内容を示すこと。 あらかじめ、書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁

イ 第二項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するもの

# ロ ファイルへの記録の方式

次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

 $\smile$ 

# 第十二条 [同上]

2

[一・二 同上]

#### 3 4 同上]

の他の方法により同意を得なければならない。 に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話そするときは、あらかじめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次す 書面交付者は、第二項の規定により転売制限情報を提供しようと

第二項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するもの

ファイルへの記録の方式

者から同意を得ること。について、電磁的方法又は電話その他の方法により書面被交付イーあらかじめ、転売制限情報を電磁的方法により提供すること

面の交付を請求することができる旨を告知すること。 ロ あらかじめ、書面被交付者に対し、書面交付者に転売制限書

(取得勧誘における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等)

第十三条 [略]

2 •

(取得勧誘における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等)

第十三条 [同上]

 $\begin{bmatrix} 2 \\ \cdot \\ 3 \end{bmatrix}$ 

同上

4 第一項第二号ロ、第二項第二号ロ(2)及び前項第一号ロ(2)に規定する書面を交付する者(以下この条において「書面被交付者」という。) の同意を得て、当該書面に記載すべき事項(以下この条において「書面被交付者」という。 でする書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該書定する書面の交付に代えて、第二項第二号ロ(2)及び前項第一号ロ(2)に規定すいう。

したものとみなす。ができる。この場合において、書面交付者は、転売制限書面を交付以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することその他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(

一・二 略]

5 6 略]

するときは、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。 7 書面交付者は、第四項の規定により転売制限情報を提供しようと

的方法の種類及び内容を示すこと。 あらかじめ、書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁

7 第四項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するもの

ロ ファイルへの記録の方式

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

者から同意を得ること。について、電磁的方法又は電話その他の方法により書面被交付について、電磁的方法又は電話その他の方法により提供すること

その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があ知をした書面交付者は、当該書面被交付者から電磁的方法又は電話の前項第二号イの規定による同意を得、又は同号ロの規定による告

したものとみなす。これできる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付の(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるも

[一・二 同上]

5 6 同上

の他の方法により同意を得なければならない。 
て掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話そに掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話そに掲げる電磁的方法の通知の規定により転売制限情報を提供しようと

第四項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

受けない旨の申出があったときは、当該書面被交付者に対し、転売ら電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を8 前項の規定による同意を得た書面交付者は、当該書面被交付者か

申出をした後に同号イの規定による同意をした場合は、この限りで的方法によってしてはならない。ただし、当該書面被交付者が当該ったときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁

記計と加索をころとの類子を引むまされた、の子句子をの優をこい。 い。

(売付け勧誘等における適格機関投資家以外への有価証券の譲渡に

# 第十三条の四 [略]

関する制限等

2

略

3 技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の 制限書面に記載すべき事項 おいて「書面交付者」という。 において、書面交付者は、 「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合 お 第六項で定めるところにより、 (以下この条において「書面被交付者」という。) に対し、 項第二号ロ又は前項第一号ロ②に規定する書面(以下この条 「転売制限書面」という。 転売制限書面を交付したものとみなす。 (以下この条において「転売制限情報」 ) は、 転売制限書面の交付を受けるべき )を交付する者(以下この条に 転売制限書面の交付に代えて 転売

### [一·二 略]

4

5

するときは、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。 書面交付者は、第三項の規定により転売制限情報を提供しようと

該書面被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限制限情報の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当

りでない。

(売付け勧誘等における適格機関投資家以外への有価証券の譲渡に

第十三条の四 [同上]

2 同上

3 べき事項(以下この条において「転売制限情報」という。)を電子 めるところにより当該書面の交付を受けるべき者(以下この条にお 法であって次に掲げるもの 情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方 口 付者は、当該書面を交付したものとみなす。 いう。)により提供することができる。この場合において、 いて「書面被交付者」という。)の同意を得て、 又は前項第一号口20に規定する書面の交付に代えて、第六項で定 (以下この条において「書面交付者」という。) 第一項第二号ロ又は前項第一号ロ2)に規定する書面を交付する者 (以下この条において「電磁的方法」と は、 当該書面に記載す 第 項第二号 書面交

### [一·二 同上]

4·5 同上

するときは、あらかじめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次 6 書面交付者は、第三項の規定により転売制限情報を提供しようと

7 的方法によってしてはならない。ただし、 その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があ 知をした書面交付者は、当該書面被交付者から電磁的方法又は電話 申出をした後に同号イの規定による同意をした場合は、この限りで ったときは、当該書面被交付者に対し、 (売付け 的方法の種類及び内容を示すこと。 口 口 前項第二号イの規定による同意を得、又は同号ロの規定による告 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。 あらかじめ、 者から同意を得ること。 について、 面の交付を請求することができる旨を告知すること。 第三項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するもの あらかじめ、 あらかじめ、 ファイルへの記録の方式 `勧誘等における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限 電磁的方法又は電話その他の方法により書面被交付 書面被交付者に対し、 書面被交付者に対し、 転売制限情報を電磁的方法により提供すること 転売制限情報の提供を電磁 その用いる次に掲げる電磁 当該書面被交付者が当該 書面交付者に転売制限書 7 りでない。 受けない旨の申出があったときは、 ら電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を  $= \parallel$ 該書面被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限 制限情報の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当 (売付け勧誘等における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限 前項の規定による同意を得た書面交付者は、当該書面被交付者か 第三項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するもの ファイルへの記録の方式 同上 当該書面被交付者に対し、

の他の方法により同意を得なければならない。

に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、

電磁的方法又は電話そ

第十三条の七

略

第十三条の七

転売

[2·3 略]

・ 第一項第二号ロ、第二項第二号ロ(2)及び前項第一号ロ(2)に規定する書面(以下この条において「転売制限書面)という。)は、転売制限書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、転売制限書面の交付を受けるべき者(以下この条において「書面交付者」という。)は対し、転売制限書面に記載すべき事項(以下この条において「書面被交付者」という。)は、転売制限書面ができる。この場合において「書面交付者」という。)は、転売制限書面ができる。この場合において「書面交付者」という。)は、転売制限書面ができる。この場合において「書面交付者」という。)は、転売制限書面を交付ができる。この場合において、書面交付者は、転売制限書面を交付との他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)は、転売制限書面を交付ができる。この場合において、書面交付者は、転売制限書面を交付との他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において、書面交付者は、転売制限書面を交付という。)は、転売制限書面を交付という。)を電子は、転売制限書面を交付との他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において、書面交付者は、転売制限書面を交付という。)を電子によります。

[一·二 略]

5 · 6 略]

するときは、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。書面交付者は、第四項の規定により転売制限情報を提供しようと

的方法の種類及び内容を示すこと。
あらかじめ、書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁

イ 第四項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するもの

ロ ファイルへの記録の方式

─ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

[2:3] 同上]

4

ことができる。この場合において、書面交付者は、 方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるも る書面を交付する者(以下この条において「書面交付者」という。 おいて「転売制限情報」という。)を電子情報処理組織を使用する いう。)の同意を得て、当該書面に記載すべき事項(以下この条に 面の交付を受けるべき者(以下この条において「書面被交付者」と 定する書面の交付に代えて、 したものとみなす。 は、 第一項第二号口、 (以下この条において「電磁的方法」という。) 第一項第二号口、 第二項第二号ロ②及び前項第一号ロ②に規定す 第二項第二号ロ2及び前項第一号ロ2に規 第七項で定めるところにより、当該書 により提供する 当該書面を交付

[一・二 同上]

5 6 同上]

第四項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するものの他の方法により同意を得なければならない。に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法によりいめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次するときは、あらかじめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次本ののの方法によりにより転売制限情報を提供しようとの。

一ファイルへの記録の方式

を除く全体に付した傍線は注記である。	備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線
[9・10 同上]	[9・10 略]
	ない。
りでない。	申出をした後に同号子の規定による同意をした場合は、この限りで
該書面被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限	的方法によってしてはならない。ただし、当該書面被交付者が当該
制限情報の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当	ったときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁
受けない旨の申出があったときは、当該書面被交付者に対し、転売	その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があ
ら電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を	知をした書面交付者は、当該書面被交付者から電磁的方法又は電話
8 前項の規定による同意を得た書面交付者は、当該書面被交付者か	8 前項第二号イの規定による同意を得、又は同号ロの規定による告
	面の交付を請求することができる旨を告知すること。
	ロ あらかじめ、書面被交付者に対し、書面交付者に転売制限書
	者から同意を得ること。
	について、電磁的方法又は電話その他の方法により書面被交付
	イ あらかじめ、転売制限情報を電磁的方法により提供すること